改 正 後

この要領は、登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「法」という。)等の規定に基づき、情報流通行政局長若しくは総合通信基盤局長(以下「局長」という。)、サイバーセキュリティ統括官、大臣官房総括審議官(情報通信担当)(以下「局長等」という。)又は各総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長(以下「総合通信局長」という。)が所掌する事務のうち、法別表第1第51号から第55号まで、第59号及び第117号に規定する登録、認定、免許又は許可(以下「免許等」という。)に係る登録免許税に関する事務処理について定める。

(納付の期限)

- 第1条 <u>法第24条第2項及び法第24条の2第2項</u>の規定により定める登録免許税の納付の期限は、免許等をする日から1月を経過する日とする。
- <u>2</u> 法第27条第1号の規定により定める登録免許税の納付の期限は、免許等を行う日とす<u>る。</u>

(免許等をした場合措置)

- 第2条 法第24条第1項の規定により<u>前条第1項</u>の期限までに登録免許税を納付することとなる免許等をしたときは、別表第1号様式の通知書に、別表第2号様式の登録免許税納付届及び国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第1号<u>書式</u>の書類をいう。)を添えて<u>同項</u>の納付の期限を当該免許等を受けた者(以下「免許人等」という。)に通知する。
- 2 <u>総合通信局長</u>は、前項の書類(国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書を除く。)の 写し(原本と相違ない旨の証明を付するものとする。)を添えて当該免許等の申請手数料の額 (無線局の免許又は登録に限る。)及び免許人等の住所(法人であるときはその本店又は主 たる事務所の所在地)を速やかに局長に報告するものとする。

改 正 前

この要領は、登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「法」という。)<u>関係法令</u>の規定に基づき、<u>情報流通行政局、総合通信基盤局又は各総合通信局若しくは沖縄総合通信事務所において行う</u>法別表第1<u>第33号、第51号から第59号まで及び第117号</u>に規定する登録、認定、免許、許可又は認可(以下「免許等」という。)に係る登録免許税に関する事務処理について定める。

(納付の期限)

第1条 <u>法第24条第2項</u>の規定により定める登録免許税の納付の期限は、免許等をする日か ら1月を経過する日とする。

[新設]

(免許等をした場合の措置)

- 第2条 法第24条第1項の規定により<u>前条</u>の期限までに登録免許税を納付することとなる免許等をしたときは、別表第1号様式の通知書に、別表第2号様式の登録免許税納付届及び国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第1号様式の書類をいう。)を添えて<u>前条</u>の納付の期限を当該免許等を受けた者(以下「免許人等」という。)に通知する。
- 2 各総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長(以下「総合通信局長」という。)は、前項の書類(国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書を除く。)の写し(原本と相違ない旨の証明を付するものとする。)を添えて当該免許等の申請手数料の額(無線局の免許又は登録に限る。)及び免許人等の住所(法人であるときはその本店又は主たる事務所の所在地)を速やかに情報流通行政局長又は総合通信基盤局長(以下「局長」という。)に報告するものとする。

(納付の確認)

第3条 免許等をするとき(法第24条第1項の規定により第1条第1項の期限までに登録免許税 を納付することとなる免許等については、免許人等から法第24条第1項の規定により登録免 許税納付済みの領収証書を貼付した登録免許税納付届又は法第24条の2第1項の規定に 基づき納付情報により納付をした旨記載された登録免許税納付届の提出があったとき)は、 法第25条の規定により当該免許等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確 認する。

(領収証書が法の規定に従っていなかったときの措置)

第4条 [略]

- (1) 「略]
- (2) 過大であるときは、法第31条第1項の規定に基づき別表第4号様式により、免許等の 申請をした者又は免許人等の当該登録免許税に係る法第8条第2項の規定による納税 地の所轄税務署長に通知するとともに、通知した事項を局長に報告する。

(未納等の場合の措置)

第6条 [略]

(局長への報告の宛先)

第8条 第2条第2項、第3条第2項、第4条第2号及び第6条第2項の規定における局長への報│第8条 第2条第2項、第3条第2項及び第6条第2項の規定による局長への報告のあて先は、 告の宛先は、免許等の主管課(本省内部部局のうち、免許等を行う課室をいう。以下同じ。)と する。

(主管課等からの情報流通行政局総務課への通知)

第12条 免許等の主管課は、第2条第2項、第3条第2項、第4条第2号及び第6条第2項の規 定による報告を受けた場合には、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期 間内における納付すべき登録免許税の額及び当該登録免許税に係る件数又は局数等を取 りまとめるとともに、主管課において免許等をした場合は、当該免許等に係るものと併せて別 (納付の確認)

第3条 免許等をするとき(法第24条第1項の規定により第1条の期限までに登録免許税を納 付することとなる免許等については、免許人等から法第24条第1項の規定により登録免許税 納付済みの領収証書をちょう付した登録免許税納付届又は法第24条の2第1項の規定に基 づき納付情報により納付をした旨記載された登録免許税納付届の提出があったとき)は、法 第25条の規定により当該免許等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認 する。

(領収証書が法の規定に従っていなかったときの措置)

第4条 「同左〕

- (1) [同左]
- (2) 過大であるときは、法第31条第1項の規定に基づき別表第4号様式により、免許等の 申請をした者又は免許人等の当該登録免許税に係る法第8条第2項の規定による納税 地の所轄税務署長に通知する。

(未納の場合の措置)

第6条 「同左〕

(局長への報告のあて先)

免許等の主管課とする。

(主管課等からの情報流通行政局総務課への通知)

第12条 免許等の主管課は、第2条第2項、第3条第2項及び第6条第2項の規定による報告 に基づき、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間内における納付すべき登録 免許税の額及び当該登録免許税に係る件数又は局数等を取りまとめ、主管課において免許 等をした場合は、当該免許等に係るものと併せて別表第6号様式により、その年の6月末日

表第6号様式により、登録免許税の納付状況についてその年の6月末日までに情報流通行 政局総務課へ通知(総合通信基盤局の免許等の主管課においては、総務課を経由して通 知)するものとする。

別表第1号様式(第2条第1項関係)

第 号年 月 日

(免許人等) 殿

툱

局長又は総合通信局長 印

登録免許税の納付に関する通知書

年月日付けで<u>申請のあった</u>無線局()(注1)の開設(注2)については、年月日付け第号により<u>免許(注3)を行いましたが、当該免許(注3)に関して、登録免許税法(昭和42年法律第35号)</u>の定めるところにより登録免許税が課されること<u>になりました。</u>

<u>つきましては、当該税を「国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書」(注4</u>)により、 収納機関(日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店)、郵便局(簡易郵便局を除 <u>く。)又は納税地を所轄する税務署)</u>に納付し、当該納付に係る領収証書を別添の登録免 許税納付届に<u>貼り付けて 年 月 日</u>までに<u>総務省(注5</u>)に提出しなければならないので 通知します。

なお、電子情報処理組織を使用して免許等の申請を行った場合は、上記による納付のほか、納付情報により登録免許税の納付を行うことができます。この場合は、登録免許税納付届への領収書の貼付に代え、その旨を記載願います。(注6)

短 辺 (日本工業規格 A 列4番)

までに情報流通行政局総務課へ通知(総合通信基盤局の免許等の主管課においては、総務 課を経由して通知)するものとする。

別表第1号様式(第2条第1項関係)

第 号年 月 日

登録免許税の納付に関する通知書

(免許人等)殿

(何)局長若しくは(何)総合通信局長 印

年月日付け第一号で申請の無線局()(注1)の開設(注2)については、年月日付け第号により免許が与えられたが(注3)、この免許(注4)については、登録免許税法の定めるところにより登録免許税が課されることとなったので、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を別添の「国税収納金整理資金に係る納付書・領収証書」(注5)により、国(日本銀行(国税の収納を行う銀行、郵便局その他の代理店を含む。)又は税務署)に納付し、当該納付に係る領収証書を別添の登録免許税納付届にはり付けて年月日(注6)までに総合通信局(注7)に提出しなければならないので通知します。

なお、電子情報処理組織を使用して免許等の申請を行った場合は、上記による納付の ほか、納付情報により登録免許税の納付を行うことができます。この場合は、登録免許税 納付届への領収書の<u>添付</u>に代え、その旨を<u>記載願います。</u>

短 辺 (日本工業規格 A 列4番)

3

- 注1 括弧内には、設置場所<u>の都道府県及び市区町村(放送局にあっては、放送しようとする地域内の主要都市。ただし、放送しようとする地域内の主要都市が東京都内となる場合は「東京都」)の名称を記載すること。</u>
- 2 「無線局()の開設」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

電気通信事業者の場合	電気通信事業者の登録
	電気通信事業者の変更登録
認定送信型対電気通信設備サイバー	認定送信型対電気通信設備サイバー攻
攻撃対処協会の場合	撃対処協会の認定
登録講習機関の場合	登録講習機関の登録
登録認定機関の場合	登録認定機関の登録
登録送信適正化機関の場合	登録送信適正化機関の登録
無線局の登録の場合	無線局の登録
無線設備等の検査又は点検に係る事	無線設備等の検査又は点検に係る事業
業者の場合	者の登録
外国における無線設備等の点検に係る	外国における無線設備等の点検に係る
事業者の場合	事業者の登録
登録証明機関の場合	登録証明機関の登録
登録周波数終了対策機関の場合	登録周波数終了対策機関の登録
認定基幹放送事業者の場合	認定基幹放送事業者の認定
登録一般放送事業者の場合	登録一般放送事業者の登録
	登録一般放送事業者の変更登録
認定放送持株会社の場合	認定放送持株会社の認定
一般信書便事業の場合	一般信書便事業の許可
特定信書便事業の場合	特定信書便事業の許可

- 注1 括弧内には、設置場所(放送局にあっては放送しようとする地域内の主要都市)の名称 (都道府県及び市区町村。ただし、放送しようとする地域内の主要都市が東京都内となる 場合は「東京都」。)を記載すること。
- 2 「無線局()の開設」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

無線設備等の検査又は点検に係る事	無線設備などの検査又は点検に係る事
業者の場合	業者の登録
外国における無線設備等の点検に係る	外国における無線設備等の点検に係る
事業者の場合	事業者の登録
登録証明機関の場合	登録証明機関の登録
登録周波数終了対策機関の場合	登録周波数終了対策機関の登録
認定基幹放送事業者の場合	認定基幹放送事業者の認定
認定放送持株会社の場合	認定放送持株会社の認定
電気通信事業者の場合	電気通信事業者の登録
	電気通信事業者の変更登録
登録認定機関の場合	登録認定機関の登録
登録一般放送事業者の場合	登録一般放送事業者の登録
	登録一般放送事業者の変更登録
登録送信適正化機関の場合	登録送信適正化機関の登録
一般信書便事業の場合	一般信書便事業の許可
特定信書便事業の場合	特定信書便事業の許可
認定個人情報保護団体の場合	認定個人情報保護団体の認定

3 「免許が与えられたが」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に

[削る]

3 「免許」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

電気通信事業者、登録講習機関、登録	登録
認定機関、登録送信適正化機関、無線	
局の登録、無線設備等の検査、無線設	
備等の点検に係る事業者、外国におけ	
る無線設備等の点検に係る事業者、登	
録証明機関、登録周波数終了対策機関	
又は登録一般放送事業者の場合	
認定送信型対電気通信設備サイバー	認定
攻擊対処協会、認定基幹放送事業者又	
は認定放送持株会社の場合	
一般信書便事業又は特定信書便事業	許可
の場合	

4 当該納付書・領収証書の<u>税目欄(</u>登録免許と記載すること。)、年度欄(納付の期限となる日の属する会計年度を記載すること。)、税務署名欄(当該登録免許税に係る免許等事

掲げるとおり記載すること。

一般信書便事業又は特定信書便事業	許可されたが
の場合	
認定基幹放送事業者、認定放送持株会	認定されたが
社又は認定個人情報保護団体の場合	
無線局の登録、無線設備等の検査若し	登録されたが
くは点検に係る事業者、外国における無	
線設備等の点検に係る事業者、登録証	
明機関、登録周波数終了対策機関、電	
気通信事業者、登録認定機関、登録一	
般放送事業者又は登録送信適正化機	
関の場合	

4 「免許」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

1.		
i	一般信書便事業又は特定信書便事業	許可
	の場合	
İ	認定基幹放送事業者、認定放送持株会	認定
!	社又は認定個人情報保護団体の場合	
İ	無線局の登録、無線設備等の検査若し	登録
! !	くは点検に係る事業者、外国における無	
i !	線設備等の点検に係る事業者、登録証	
! !	明機関、登録周波数終了対策機関、電	
: !	気通信事業者、登録認定機関、登録一	
! !	般放送事業者又は登録送信適正化機	
! ! !	関の場合	

5 当該納付書・領収証書の<u>税欄(登録免許と記載すること。)、年度欄(納付の期限となる</u> 日の属する会計年度を記載すること。)、<u>税務署欄(当該登録免許税に係る免許等事務を</u> 務を行う本省又は総合通信局等の所在地に係る<u>所轄</u>税務署名を記載すること。)、本税欄 及び合計額欄(法別表第1<u>に定める</u>額をアラビア数字で<u>記載するとともに、その数字の前</u> に「¥」記号を付すこと。)について記載の上、添付すること。

[削る]

- <u>5</u> 通知を行う<u>主管課</u>の名称又は総合通信局等の名称を<u>併せて記載</u>すること。
- <u>6</u> 電子情報処理組織を使用しないで免許等の申請を行った場合は、この段落の記載を削ることができる。

別表第2号様式(第2条第1項関係)

登録免許税納付届

年 月 日

総務大臣殿

長

辺

住所(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 印 (氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人 の場合は、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押 印を省略できる。) 行う本省又は総合通信局等の所在地に係る<u>所管</u>税務署名を記載すること。)、<u>納付の目的欄(「放送局の免許」、「放送局以外の免許」、「無線局の登録」、「無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録」、「外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録」、「登録証明機関の登録」、「登録周波数終了対策機関の登録」、「認定基幹放送事業者の認定」、「認定放送持株会社の認定」、「電気通信事業者の登録」、「電気通信事業者の変更登録」、「登録認定機関の登録」、「登録一般放送事業者の登録」、「登録ごに機関の登録」、「登録ごに機関の登録」、「一般信書便事業の許可」、「特定信書便事業の許可」又は「認定個人情報保護団体の認定」を記載すること。)、本税欄及び合計額欄(法別表第1の額をアラビア数字で記入し、その頭部に¥印を記入すること。)」について記載のうえ添付すること。</u>

- 6 納付の期限を記載すること。
- <u>7</u> 通知を行う<u>本省内部部局</u>の名称又は総合通信局等の名称を<u>記載</u>すること。 「新設]

別表第2号様式(第2条第1項関係)

登録免許税納付届

年 月 日

総務大臣殿

住所(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 印 (氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人 の場合は、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印 を省略できる。)

辺

短

辺

(日本工業規格 A 列4番)

[注1 略]

[削る]

- <u>2</u> 納付すべき登録免許税の額の欄は、<u>法別表第1</u>に定める額を<u>基に記載</u>すること。
- 3 無線局の免許又は登録の場合に限り、都道府県及び市区町村(放送局にあっては、 放送しようとする地域内の主要都市。ただし、放送しようとする地域内の主要都市が東京 都内となる場合は「東京都」)の名称を記載すること。

短 辺 (日本工業	<i>/</i>
納付番号 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
年 月 日に電子納付しました。	
記載事項	
登録免許税納付領収書 <u>はり</u> 付け箇所又は電子納付を行った場合の	
5 無線局の設置場所名(注 <u>4</u>)	<u>(注1)</u>
4 免許等の種別又は種類	
3 免許等の年月日及び番号	
2 納付すべき登録免許税の額(注3)	
1 納付の期限 年 月 日(注 <u>2</u>)	
<u>次</u> のとおり登録免許税を納付しましたので、届け出ます。	
カのしむ日登録を記録を納付しましたので、民は山まま	

[注1 同左]

- 2 納付の期限の欄は、免許等をする日から1か月を経過する日を記載すること。
- <u>3</u> 納付すべき登録免許税の額の欄は、<u>法別表第1第33号、第51号、第52号、第54号</u> 、第55号又は第59号に定める額を記載すること。
- 4 無線局の免許又は登録の場合、都道府県及び市区町村(放送局にあっては放送しようとする地域内の主要都市。ただし、放送しようとする地域内の主要都市が東京都内となる場合は「東京都」。)の名称を記載すること。

別表第3号様式(第4条第1号関係)

第 号年 月 日

長

(免許等の申請をした者又は免許人等) 殿

局長等又は総合通信局長 印

登録免許税の不足に関する通知書

年月日付けで貴殿から提出された<u>登録免許税の額</u>は、国税に関する法律の規定に従っていないので、<u>総務省</u>において認定した登録免許税の額 円(<u>注2</u>)を<u>登</u>録免許税法(昭和42年法律第35号)第26条第1項の規定により通知します。

<u>なお、</u>同条第2項の規定により、<u>不足額</u> 円に相当する登録免許税を<u>収納機関(日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店)、郵便局(簡易郵便局を除く。)又は納税地を所轄する税務署)に<u>遅滞なく納付し、当該</u>納付に係る領収書を<u>総務省(注2)に</u>提出しなければならないことを申し添えます。</u>

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 認定した登録免許税の額の欄は、法別表第1に定める額を基に記載すること。
- 2 通知を行う主管課又は総合通信局等の名称を併せて記載すること。

別表第3号様式(第4条第1号関係)

第 号

年 月 日

登録免許税の不足に関する通知書

(免許等の申請をした者) 殿

(何)局長若しくは(何)総合通信局長 印

年 月 日付けで貴殿から提出された<u>登録免許税の納付に係る額</u>は、国税に関する法律の規定に従っていないので、<u>当登記機関</u>において認定した登録免許税の額円(<u>注1</u>)を<u>登録免許税法</u>第26条第1項の規定により通知します。

なお、貴殿は、同条第2項の規定により、<u>遅滞なく、不足額()円</u>に相当する登録免許税を<u>国に納付し、その</u>納付に係る領収書を<u>総合通信局等</u>(注2)に提出しなければならないこと<u>になっているので</u>申し添えます。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 法別表第1に定める額を記載すること。
- 2 通知を行う本省内部部局又は総合通信局等の名称を記載すること

別表第4号様式(第4条第2号、第5条第1項、同条第3項、第7条関係)

第 号

年 月 日

(所轄税務署長) 殿

局長等又は総合通信局長 印

長

登録免許税の過誤納に関する通知書

נט

下記のとおり納付した登録免許税の額<u>が 円の過誤納となっているので、登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「法」という。)</u>第31条第1項の規定により通知します。

記

第1号

1 過誤納の理由 <u>法</u>第31条第1項第2号(注1) 第3号

2 過誤納の事実に該当することとなった日 年 月 日(注2)

第21条

3 過誤納となった登録免許税の納付方法 <u>法</u> 第24条第1項 <u>第24条の2第1項</u> 第26条第2項

- 4 過誤納となった登録免許税を納付した収納機関の名称
- 5 法第8条第1項に規定する登記官署等の名称及び所在地(注3)
- 6 <u>免許</u>等の申請をした者 の氏名又は名称 免許人等

別表第4号様式(第4条第2号、第5条第1項、同条第3項、第7条関係)

第 号

年 月 日

登録免許税の過誤納に関する通知書

(何)稅務署長 殿

(何)局長若しくは(何)総合通信局長 印

<u>下記の者の</u>納付した登録免許税の額<u>は、 円過誤納であるから登録免許税法</u>第3 1条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1号

1 過誤納の理由 登録免許税法第31条第1項第2号(注1)

第3号

2 過誤納の事実に該当することとなった日 年 月 日(注2)

第21条

3 過誤納となった登録免許税の納付方法 登録免許税法第24条第1項(注1)

第26条第2項

- 4 過誤納となった登録免許税を納付した収納機関の名称
- 5 登記官署等の名称および所在地(注3)

登録等の申請をした者

6 _____ の氏名又は名称

免許等を受けた者

- 7 法第8条第2項の規定による納税地
- 8 法第31条第2項に規定する請求の趣旨及び請求のあった日(注4)
- 9 8の請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行(還付のため振込みを希望する預貯金口座があるときは、当該口座を含む。)又は郵便局の名称及び所在地(注4、5)

- 7 法第8条第2項の規定による納税地
- 8 法第31条第2項に規定する請求の趣旨及び請求のあった日(注4)
- 9 8の請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行(還付のため振込みを 希望する預貯金口座があるときは、当該口座を含む。)又は郵便局の名称及び所在 地(注4及び5)

短

辺

(日本工業規格A列4番)

[注1 略]

- 2 免許等の日を記載し、次に括弧をもって当該登録免許税の納付の期限を記載すること。
- 3 通知を行う主管課又は総合通信局等の名称及び所在地を記載すること。

[4・5 略]

別表第5号様式(第6条第1項関係)

第 뮥

年 月 日

(所轄税務署長) 殿

局長等又は総合通信局長 印

登録免許税の未納等に関する通知書

下記の者は、登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「法」という。)の定めると ころにより登録免許税を納付しなければならない者ですが、納付期限を経過した現在に

第21条

第22条 おいて、法第24条第1項

の規定により納付すべき登録免許税の

第24条の2第1項

第26条第2項、第3項及び第4項

全部 額の 一部 を納付していないので、法第28条第1項の規定により下記のとおり通知 「注1 同左]

2 登記等の日を記載し、次に括弧をもって当該登録免許税の納付の期限を記載すること。

i刀

3 通知を行う本省内部部局又は総合通信局等の名称及び所在地を記載すること。

短

[4・5 同左]

別表第5号様式(第6条第1項関係)

第 号

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

登録免許税の未納等に関する通知書

(何)稅務署長 殿

(何)局長若しくは(何)総合通信局長 印

下記の者は、登録免許税法の定めるところにより登録免許税を納付しなければなら

第21条

ない者であるが、納付期限を経過した現在において、同法 第24条第1項 の規定 第26条第2項

(注1)

により納付すべき登録免許税の額の 一部 を納付していないので、同法第28条第1 (注1)

全部

項の規定により下記のとおり通知します。

記

10

します。(注1)

記

1 登記等(注2)の区分及び明細

本件登記等は、法別表第1第54号(1)に規定する無線局の免許(注3)です。

無線局は、 放送局 放送局以外の無線局 です。(注1)

- 2 登記等<u>(注2)</u>に係る課税標準 <u>局数</u> 件数(注4)
- 3 納付すべき登録免許税の額(注5)
- 4 3の額のうち未納等の金額
- 5 納付の期限 年 月 日
- 6 登記等(注2)を受けた者の氏名又は名称
- 7 法第8条第1項に規定する登記官署等の名称及びその所在地(注6)
- 8 法第8条第2項の規定による登録免許税の納税地
- 9 その他参考事項

「収納機関番号」□□□□□(注7)

「納付番号」□□□□□□□□□□□□□□(注7)

短 辺

(日本工業規格A列4番)

[注1 略]

- 2 登記等とは、法第2条に規定するものをいう。
- 3 「<u>法別表第1第54号</u>(1)に規定する無線局の免許」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

電気通信事業者の場合	法別表第1第51号(1)に規定する電
	気通信事業者の登録
	法別表第1第51号(1)に規定する電

1 登記等の区分及び明細

本件<u>登記</u>等は、<u>登録免許税法</u>別表第1第54号(1)に規定する無線局の免許(注2)である。

無線局は、放送局 放送局以外の無線局 <u>である</u>。(注1)

- 2 登記等に係る課税標準 局
- 3 登録免許税の額
- 4 前号の額のうち未納の金額
- 5 納付の期限 年 月 日
- 6 登記等を受けた者の氏名又は名称
- 7 登録免許税法第8条第2項の規定による登録免許税の納税地
- 8 登録免許税法第8条第1項に規定する登記官署等の名称及びその所在地(注3)
- 9 その他参考事項

(注)「収納機関番号」口口口口口

7 辺

(日本工業規格A列4番)

[注1 同左]

[新設]

② 「第54号(1)に規定する無線局の免許」の箇所については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、右欄に掲げるとおり記載すること。

無線局の登録の場合	第54号(2)に規定する無線局の登録
無線設備等の検査又は点検に係る事業	第54号(3)に規定する無線設備等の
者の場合	検査又は点検に係る事業者の登録

	†
	気通信事業者の変更登録
認定送信型対電気通信設備サイバー	法別表第1第51号(2)に規定する認
攻撃対処協会の場合	定送信型対電気通信設備サイバ一攻
	撃対処協会の認定
登録講習機関の場合	法別表第1第51号(3)に規定する登
	録講習機関の登録
登録認定機関の場合	法別表第1第51号(4)に規定する登
	録認定機関の登録
登録送信適正化機関の場合	法別表第1第52号に規定する登録送
	信適正化機関の登録
認定認証事業者の場合	法別表第1第53号(1)に規定する認
	定認証事業者の認定
認定外国認証事業者の場合	法別表第1第53号(2)に規定する認
	定外国認証事業者の認定
認定電子委任状取扱事業者の認定	法別表第1第53号の2に規定する認
	定電子委任状取扱事業者の認定
無線局の登録の場合	法別表第1第54号(2)に規定する無
	線局の登録
無線設備等の検査又は点検に係る事	法別表第1第54号(3)に規定する無
業者の場合	線設備等の検査又は点検に係る事業
	者の登録
外国における無線設備等の点検に係る	法別表第1第54号(4)に規定する外
事業者の場合	国における無線設備等の点検に係る
	事業者の登録
登録証明機関の場合	法別表第1第54号(5)に規定する登
	録証明機関の登録
登録周波数終了対策機関の場合	法別表第1第54号(6)に規定する登
	録周波数終了対策機関の登録

外国における無線設備等の点検に係る	第54号(4)に規定する外国における
事業者の場合	無線設備等の点検に係る事業者の登
	録
登録証明機関の場合	第54号(5)に規定する登録証明機関
	の登録
登録周波数終了対策機関の場合	第54号(6)に規定する登録周波数終
	了対策機関の登録
認定基幹放送事業者の場合	第55号(1)に規定する認定基幹放送
	事業者の認定
認定放送持株会社の場合	第55号(3)に規定する認定放送持株
	会社の認定
電気通信事業者の場合	第51号(1)に規定する電気通信事業
	者の登録
	第51号(1)に規定する電気通信事業
	者の変更登録
登録認定機関の場合	第51号(2)に規定する登録認定機関
	の登録
登録一般放送事業者の場合	第55号(2)に規定する登録一般放送
	事業者の登録
	第55号(2)に規定する登録一般放送
	事業者の変更登録
国外適合性評価事業の場合	第117号に規定する国外適合性評価
	事業の認定
登録送信適正化機関の場合	第52号に規定する登録送信適正化
	機関の登録
一般信書便事業の場合	第59号(1)に規定する一般信書便事
	業の許可
特定信書便事業の場合	第59号(2)に規定する特定信書便事
	業の許可
認定個人情報保護団体の場合	第33号に規定する認定個人情報保
	護団体の認定

認定基幹放送事業者の場合	法別表第1第55号(1)に規定する認
	定基幹放送事業者の認定
登録一般放送事業者の場合	法別表第1第55号(2)に規定する登
	録一般放送事業者の登録
	法別表第1第55号(2)に規定する登
	録一般放送事業者の変更登録
認定放送持株会社の場合	法別表第1第55号(3)に規定する認
	定放送持株会社の認定
一般信書便事業の場合	法別表第1第59号(1)に規定する一
	般信書便事業の許可
特定信書便事業の場合	法別表第1第55号(2)に規定する特
	定信書便事業の許可
国外適合性評価事業の場合	法別表第1第117号に規定する国外
	適合性評価事業の認定

- 4 法別表第1に規定する課税標準の欄に掲げる場合に応じ、記載すること。
- 5 納付すべき登録免許税の額の欄は、法別表第1に定める額を基に記載すること。
- 6 通知を行う主管課又は総合通信局等の名称及び所在地を記載すること。
- <u>7</u> [略]

別表第6号様式(第12条関係)

[表略]

注1 種別(種類)欄は、「電気通信事業者の登録」、「電気通信事業者の変更登録」、「認定 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定」、「登録講習機関の登録」、「 登録認定機関の登録」、「登録送信適正化機関の登録」、「認定認証事業者の認定」、 「認定外国認証事業者の認定」、「認定電子委任状取扱事業者の認定」、「放送局の 免許」、「放送局以外の無線局の免許」、「無線局の登録」、「無線設備等の検査又は 点検に係る事業者の登録」、「外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録」 、「登録証明機関の登録」、「登録周波数終了対策機関の登録」、「認定基幹放送事業 者の認定」、「登録一般放送事業者の登録」、「登録一般放送事業者の変更登録」、「

[新設]

[新設]

- <u>3</u> 通知を行う<u>本省内部部局</u>又は総合通信局等の名称及び所在地を記載すること。
- <u>4</u> [同左]

別表第6号様式(第12条関係)

[表 同左]

注1 種別(種類)欄は、「放送局の免許」、「放送局以外の無線局の免許」、「無線局の登録」、「無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録」、「外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録」、「登録証明機関の登録」、「登録周波数終了対策機関の登録」、「認定基幹放送事業者の認定」、「認定放送持株会社の認定」、「電気通信事業者の登録」、「電気通信事業者の変更登録」、「登録認定機関の登録」、「特定認証業務の認定」、「外国における特定認証業務の認定」、「登録一般放送事業者の登録」、「登録一般放送事業者の登録」、「登録一般放送事業者の登録」、「登録一般放送事業者の変更登録」、「国外適合性評価事業の認定」、「登録送信適正化機関の登録」、「一般信書便事業の許可」、「特定信書便事業の許可」又は「

<u>認定放送持株会社の認定」、「一般信書便事業の許可」、「特定信書便事業の許可」</u> 又は「国外適合性評価事業の認定」を記載すること。

認定個人情報保護団体の認定」を記載すること。

附 則

- 1 この訓令は、総務省組織令の一部を改正する政令(平成30年政令第一号)の施行の日から施行する。ただし、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定に係る規定は、電気 通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)附則第1条柱書きに規定する施行の日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に別表第2号様式による通知を受けた免許人等については、この訓令の施行後も、なお従前の例によることができる。